

農業資材審議会
第12回種苗分科会

農林水産省食料産業局

農業資材審議会
第12回種苗分科会
議事次第

日 時：平成25年1月31日（木）

14：00～15：40

場 所：農林水産省第3特別会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 議 事
「重要な形質」の指定について（諮問）
4. その他
5. 閉 会

○遠藤課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「農業資材審議会種苗分科会」を開催させていただきます。

新事業創出課長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

当初は、昨年12月12日の開催予定でしたが、諸般の事情により、本日の開催となりました。スケジュール調整を含めまして、御迷惑をおかけいたしましたことを改めてお詫び申し上げます。

本日は、茶園分科会長が都合により御欠席のため、山田分科会長代理にこの後の議事進行等をお願いすることとしております。

本分科会は、委員定数7名のところ、本日は6名の方に御出席いただいておりますので、農業資材審議会令第7条第1項の規定により、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

また、小松専門委員、清水専門委員、福田専門委員は、所用により御欠席となっております。

それでは、開会に当たりまして、農林水産省を代表いたしまして、針原食料産業局長より御挨拶を申し上げます。

○針原局長 食料産業局長の針原でございます。

委員の皆様方におかれましては、平素より、農林水産行政に対しまして、種々御指導を賜っておりますことに対して、まず厚く御礼を申し上げる次第でございます。

現在、政権が変わって、経済の再生ということで、「日本経済再生本部」やその下の「産業経済競争力会議」の場で、デフレ脱却・経済再生に向けた成長戦略を策定しているわけでございます。その中でも、安倍総理は農林水産分野に非常に強い意欲をお持ちで、林大臣にもいろいろ指示が出ているということでございます。

それを受けまして、農林水産省におきましても、一昨日「攻めの農林水産業推進本部」を立ち上げました。これは自民党公約の多面的機能直接支払を始めとする直接支払の制度的問題を検討する部会と、もう一つは、攻めの農林水産業ということで、戦略的な対応をする部会と2つに分かれております。

この戦略的な対応をこれから本格的に検討し、経済再生本部にもそれを投射して、最終的には骨太の方針になり、その後には、経済再生の基本方針にしていく。そのような段取りになるわけでございます。その中でも、農林水産物のブランド化を進めて、高付加価値化を図っていくということが、戦略の一つにもなっております。そういう柱の中で、育成者権を含む知的財産の保護・活用について、これからも知恵を出して、新しい対策を進めていく必要になるわけでございます。

品種登録制度に基づく優れた品種の保護・育成は、まさに私どもはバリューチェーンを

つなぐという活動を今、展開しているのですけれども、バリューチェーンの一番の根源のところ、出発点になるわけでございます。競争力強化、経済発展の源泉となると言っても過言ではないと思っております。

新品種の審査・登録は、植物の種類ごとに定められる審査基準によって行われるわけでございます。この基準については、本日御審議いただく「重要な形質」に基づいて作成するというところでございます。

ということで、非常に核になるところを今日御議論いただくということでお願いしているわけでございます。本日は、新たな植物種類の出願等に対応するため、農林水産大臣から種苗法第2条第7項の規定に基づいて諮問を受ける「重要な形質」の指定について、御専門の委員の皆様にご審議いただくということでございます。

どうぞ十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○遠藤課長 局長におかれましては、所用により、ここで退席いたします。

(針原局長退室)

○遠藤課長 それでは、お手元に配付しております資料の確認をお願いいたします。

資料が1～3までと参考資料がございます。

資料1 諮問書(写)

資料2 重要な形質の見直しについて

資料3 国内外における品種保護をめぐる現状

参考資料1 農林水産省告示(重要な形質)の施行について

参考資料2 種苗法・農業資材審議会関係法令集

参考資料3 今回の諮問に係る植物区分の種類別審査基準(案)

参考資料4 パブリックコメントの募集結果について

なお、本日この会議室は17時まで確保しておりますが、御審議の状況によりまして早めに終了することもございますので、あらかじめお伝えしておきます。

それでは、前回審議事項の御報告をいたします。

本日、御審議をいただく前に、前回(平成23年12月22日)の種苗分科会で、UPOVテストガイドラインに沿った見直しを行った14種類の植物を始めとする「重要な形質」の改正について御審議をいただきましたが、昨年3月7日付で告示の改正を行いまして、4月1日から施行しましたことを御報告いたします。

告示が掲載された官報を参考資料1に添付しております。告示につきましては、広く一般の方にもご覧いただけるよう、品種登録ホームページ上で公開しておりますことを併せてお知らせいたします。

では、これからの議事進行は、山田分科会長代理にお願いしたいと思います。

○山田分科会長代理 山田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、進めさせていただきます。

まず、本日の分科会の議事及び議事録は公開いたしますので、その旨、御承知のほどお願い申し上げます。

さて、遠藤課長でございますが、昨日急な用務が入り、途中で退席をされると伺っております。そこで議事次第を少し変更いたしまして、当初は審議終了後に御説明いただくことになっておりました資料3「国内外における品種保護をめぐる現状」をここで先にお願ひしたいと思います。

○遠藤課長 それでは、資料3「国内外における品種保護をめぐる現状」について御説明させていただきます。順序が変わりまして、申し訳ございません。

まず10分程度御説明いたしまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。

(PP)

種苗法をめぐる現状でございます。

皆様、御案内のとおり、現在の種苗法はUPOV91年条約に沿った平成10年の種苗法改正でできた法律でございます。

その後の経緯といたしますと、平成10年にできた後、約10年間は税関による輸入差止制度、刑事罰の拡大、存続期間の延長、輸出差止制度の創設、罰則の強化等、主に育成者権の強化を中心とした法律改正が行われておりました。

20年以降は、法律に基づく計画に認定された育種につきましては、登録料、出願料を軽減するという、いわゆる品種育成振興のような軽減措置を中心に、他法で特例が設けられているというのが全体の流れとなっております。

(PP)

種苗法をめぐる現状といたしまして、品種登録の出願の状況でございます。

我が国は、EU、アメリカに次ぐ第3位ということで、時々、中国とウクライナに抜かれて4位になることもありますが、世界第3位というのが現状でございます。

(PP)

そういう中で特徴といたしましては、右にありますように、種苗会社、個人の登録品種が多いというのが特徴でございまして、さらに左下の(2)でございまして、草花類の登録が多いというのが特徴となっております。

(PP)

品種保護制度自体、後ほど説明いたしますUPOV条約に基づいて行われておりまして、世界で相互に出願の動きが高まっております。我が国の30%が外国の品種ということでございまして、オランダ、ドイツ、アメリカということで、登録の順番となっております。

(PP)

そういう中で、我が国はどのような新品種の保護の強化・活用施策をやっているかということでございますが、大きく分けまして、4つございます。

審査の国際化・迅速化。

権利侵害対策の強化。

東アジアにおける品種保護フォーラムの推進。

国際標準化の推進。

この4つでございまして、それをこれから具体的に個別に説明したいと思います。

(PP)

まず、審査の国際化・迅速化でございます。

四角にありますように、平成26年度において、2.3年まで審査期間を短縮するというのが目標でございます。

右下のグラフは23年度で2.4年ということで、もう少しで達成する見込みでございます。そのために、審査官の増員とか、審査基準の改正、海外との協力等の業務を行っております。

(PP)

そういう中で、権利侵害対策の強化でございます。

育成者権は日本の育成者権ですので、海外で日本の育成者権自身を権利行使することはできませんが、日本国の管轄に持ち込まれた際に、侵害事例として摘発するということがございます。最近の事例ですと、上から2つ目の「いぐさ」の「ひのみどり」の②でございまして、一昨年4月に熊本県が国内の公的施設に中国産のひのみどりを発見いたしまして、DNA分析で確定。それによって、熊本県が当該輸入業者に対して是正・改善を要求し、それを公表したという形で侵害事例を防止・是正しております。

(PP)

アンケートによりますと、育成者権の33.6%が何らかの侵害があるということで、3割強そのような事例があるということで、これに対しまして、どう対応するかということでございます。

(PP)

この品種関係の業務といたしまして、独立行政法人種苗管理センターがございまして。この種苗管理センターに品種保護Gメン、これは職員の方に研修・試験等を行いまして、下にありますように、実際に侵害情報をキャッチして、その後の権利回復までのいろいろな仕事、必要に応じて弁護士、専門家に相談しつつ対応するという品種保護Gメンを配置し、対応するところでございます。

(PP)

品種保護Gメンの実績、相談件数でございます。

① ご覧いただくとわかりますように、17年に設置以降、徐々に相談件数が増えております。侵害状況は、年によって当然変化しておりますが、相談件数が増えているということで、徐々に定着しつつあると考えております。

(PP)

そういう中で重要なのは、侵害のおそれがある産品が見つかって、それを証拠といえますか、特定できないと侵害の事例が立証できないということで、DNA品種識別技術を開

発し、税関と共有しております。

右にあります品種数は、主に侵害が発生する事案の品種を中心に DNA の鑑定技術を開発するというところでございます。

(PP)

そういう中で、まず品種登録された母本を保存するというので、種苗管理センターにおきまして、真正サンプルの保存ということも積極的に行っているところでございます。

(PP)

これは先ほど申しました「ひのみどり」の事例でございます。

やはり海外においては当然管轄外ですので、我が国の育成者権を行使できないということで、国内に入って、日本の管轄になったときに取り締まるということで、これはまさに水際の税関とよく協力しながら対応するところでございます。

(PP)

次から、東アジア植物品種保護フォーラム等の推進です。

やはり我が国の品種を守るためには、海外におきましても、品種保護制度が措置されて、その海外の品種保護制度に我が国の新しい品種が登録されて、初めて海外においても守られるということになります。

したがって、東アジアを中心に、今、我が国が中心となって、品種保護制度の導入について、いろいろと働きかけを行っているところでございます。これはフォーラムを 20 年から開催しておりまして、昨年で 5 回ということで、また来年度以降も引き続き開催するとともに、日本の専門家を海外に派遣したり、海外の関係者を日本に招いて研修を行う等の取組を行っております。

(PP)

そういう中で、特に中国に対してですけれども、日本の育成者権を持つ品種が生産されている場合が多いということで、いわゆる政治レベル、行政レベル再三にわたりまして、中国に対して是正を求めているところでございます。中国はまだ 91 年条約に入っていないものですから、早く 91 年条約に入って、全植物を保護の対象としてくれということを再三申し入れております。

(PP)

中国以外でも、今、我が国は EPA 締結を進めておりますが、その EPA 締結の際に、植物の新品種保護というのをその条約の中に入れ込むということを行っております。

(PP)

そういう中で、東アジアを中心に、我が国の働きかけと、その国自体の努力もありまして、対象となる品種、本制度の整備が進んでいるということでございます。

(PP)

特に中国における成果でございますが、右の表にありますように、赤字が官民合同ミッションで入れたものについて対象になっているということで、一定の成果が上がって

いるということでございます。

(PP)

次は、UPOV の状況でございます。

植物品種保護につきましては、UPOV という条約がございまして、この UPOV 条約に基づいて、各国が品種保護制度を導入します。現在、71 カ国の加盟ということでございます。

この特徴といたしましては、78 年条約と 91 年条約の 2 種類あり、その条約はどちらも有効ということございまして、91 年条約は全ての植物品種が対象でございまして、準備が整った国から加盟しているという状況でございます。

(PP)

UPOV につきましても、アジア太平洋地域の力というのが最近伸びてきておりまして、右のグラフにありますように、Asia/Pacific のところが最近かなり増加してきているという状況にあります。

(PP)

UPOV の仕組みでございます。

左にありますように、最高意思決定機関の理事会の下に評議会がございまして、管理法務委員会、技術委員会、その下に農作物、果樹、観賞植物・林木、野菜等、種類ごとの基準を議論する作業部会というのがございまして、右にありますように、それぞれの部会ごとに毎年協議をしまして、それぞれの植物の審査基準についての国際標準化、ハーモナイゼーションを進めているという状況であります。

(PP)

こちらがデータベースでございます。

我が国もデータベースをつくっておりますが、さらに UPOV 全体といたしまして、データベース、ウェブサイトを充実しているところでございます。

(PP)

次から専門的になりますが、UPOV のドキュメント、関係書類でございます。

UPOV の説明文書、情報文書、いろいろ制度運営をしていくための有用な情報というのが提供されております。

(PP)

TGP 文書は、新品種の審査の実施に当たりまして、手法や手順の手引ということでございます。

右に UPOV 条約の沿革がございまして、事務局はジュネーブにございます。

(PP)

これがいわゆるそれぞれの技術作業部会の検討でございます。

技術委員会のもとにそれぞれの作業部会がございまして、これがいわゆる審査基準なりの検討の中心になっております。

(PP)

管理法律委員会につきましては、紛争解決とか、そのようなものが議論されております。
(PP)

最高意思決定機関は理事会でございまして、これは予算の承認、事務局次長の任命、各種手続というのが行われているところでございます。

以上、駆け足でございましたが、現在の品種保護をめぐる現状でございます。
以上でございます。

○山田分科会長代理 多岐にわたる御説明をありがとうございます。

今の御説明に対しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、御説明ありがとうございます。

次の議事に入りたいと思います。

農林水産大臣から本審議会に対しまして、資料1のとおり「農林水産植物の重要な形質の指定」について諮問がありましたので、その内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○植木室長 種苗審査室長の植木でございます。よろしくお願いいたします。

今、お話のありましたように、資料1の大臣諮問の内容につきまして、資料2により御説明をいたします。ただいまの国内外における品種保護をめぐる現状と若干ダブるところがございますので、そのところはなるべく重複を避けながら御説明をしたいと思っております。

(PP)

これは品種保護制度の概要でございます。

既に皆様方は御承知かと思えますけれども、コアとなるのが育成者権でございまして、権利は25年（永年性植物は30年）でございます。

利用の形態としては、利用許諾をして、利用料を得るという形態もあるということでございます。事務手続としましては、我々種苗審査室に出願していただきまして、私どものほうで審査をする。その際に種苗管理センターで栽培試験を行うということでございます。

先ほど御説明がありましたように、近年では、種苗法は権利侵害への対抗措置ということで、いろいろな法律改正により強化がなされているところでございます。

(PP)

栽培試験を行っている種苗管理センターの概要でございます。

昨年の10月1日現在で役職員は300名でございます。

業務は、この栽培試験、育成者権に関する業務のほかに、ばれいしょやさとうきびの原原種をつくるという業務もございます。

栽培試験を行っているのは、つくばの本所と八岳農場と西日本農場、雲仙農場でございます。

(PP)

育成者権の保護対象植物でございます。

これは法律で決まっております、農林水産物の生産のために栽培される全植物で、種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類、その他政令で指定された植物（きのこ 32 種）が指定されてございます。

(PP)

これも皆様方よく御承知のとおり、品種登録の要件でございます。

区別性、均一性、安定性のあたりは、栽培試験、DUS でチェックしているわけでございますけれども、あとは未譲渡性と名称が適切かどうかということで、これが品種登録の要件でございます。

(PP)

今日御審議いただくのは重要な形質でございますけれども、種苗法のほうでは、重要な形質は品種登録の要件である区別性、均一性、安定性の審査に用いられ、品種登録の適否を判定するための重要な要素であります。

重要な形質以外の形質で差異があっても区別性は認められません。

我が国は、UPOV の指針に基づき「重要な形質」を具体化したものを「審査基準」として使用しているということでございます。

(PP)

こちらは先ほどの御説明にもあったわけでございますけれども、上が出願の推移でございまして、若干この辺が減ってございまして、内訳としては、草花、観賞樹が多いわけございまして、やはりそういうものは景気の影響を受けたのかと勝手に想像してございます。

23 年度からは若干回復基調でございまして、今年はおおむね 23 年度と同じような傾向で推移してございます。

下のほうは登録の推移でございまして、大体出願件数に追いついていると思っております。

(PP)

作物分野別の登録割合でございます。

今、御説明しましたように、草花類、観賞樹の合計で 8 割弱になってございます。

こちらの 5% は食用作物で、稲とか大豆がございまして、野菜ではイチゴ、トマト、レタスとかであり、あとは果樹でございまして。

(PP)

出願者の業種別内訳でございます。

やはり種苗会社が半分を占めてございまして、その次に個人というのが数の上では多くなってございます。

(PP)

ところが、出願者といえますか、タイトルホルダーは、作物分野別に見ますと結構特徴が出てまいりまして、花きとか観賞樹は個人、種苗会社が非常に多くなってございます。

食用作物は、食用として非常に重要性があるものですから、国とか都道府県が多くなってございますし、野菜などはその中間ぐらいで、都道府県と種苗会社でございます。

果樹につきましては都道府県が多いのですけれども、個人の方が出願して登録するケースが多いというのが特徴になってございます。

(PP)

平均審査期間でございます。

先ほど御説明がありましたように、平成 23 年度は 2.4 年でございます。これを短縮するためにいろいろな工夫を行ってございまして、先ほどの御説明のほかにも、例えば我々が審査する場合には栽培試験を行いますので、栽培試験を行うということは、作物を植えずにはいけないものですから、ちょっと時期を逃すと、作物を植える年度が 1 年遅れてしまいます。そうならないように、いついつまでに出願をすれば、来年の栽培試験に間に合いますよということをホームページ上で公表しまして、それを見まして、特に種苗会社さんなどは間に合うように出願していただけるように、そういう努力もしまして、この 2.4 年というのを達成してきているわけでございます。

(PP)

これも UPOV でございますけれども、WTO 加盟国のうちのおおむね半分程度は入ってございまして、一番直近では、今年の 1 月 5 日にセルビアが 71 カ国目として加入してございます。

それから、技術作業部会には、農作物、果樹等があるわけでございますが、日本ももちろん会議には出席してございますし、今年は野菜の作業部会を 5 月に長崎で行うということで、会場の設営とか、いろいろなそういうことで協力をしているところでございます。

(PP)

こちらは UPOV 加盟国における状況でございます。

2011 年でございますけれども、日本は、出願は 4 番目、登録は 2 番目、存続中の権利は 3 番目という状況になってございます。

EU はいろいろな国の集合体ですので、多いのはそうかなという感じがしてございます。

(PP)

海外からの出願状況でございます。

全体がブルーでございまして、紫がうち外国育成でございまして、かなり外国育成が多いということ。出願が減ったときには、海外からの出願も減っているという傾向がございました。

平成 23 年度におきましては、40%が外国育成でございます。

(PP)

これは外国育成品種の出願状況でございます。

やはりオランダが多いです。これは花と観賞樹の出願が非常に多いという話を御説明申し上げましたけれども、そういうことから十分理解できる数字ではないかと思っております。

います。

(PP)

UPOV に日本は入っておりますし、さまざまな分野で国際協力を行ってございまして、審査・登録業務の合理化、審査期間の短縮等のためにいろいろと協力を行ってございます。

EU につきましては、バラとかペチュニアというもの。ベトナムにつきましては、今、JICA で日本の専門家が向こうに行っておりまして、ベトナムでの制度の運営に協力しているというのが実態でございます。

(PP)

ここで UPOV の加盟国ですけれども、この赤い部分が加盟しておりまして、白抜きのところが未加盟でございます。アフリカがまだ未加盟が多いというのと、もう一つは、東アジア地域で結構まだ加盟していない国がございますので、それにつきまして、今、日本は一生懸命そういう国が加盟すべく取組を行っているということでございます。

(PP)

東アジア地域は、植物品種保護制度の整備が不十分であるということでございまして、こういう国々に対しまして、全く制度がないという国はほとんどないのですが、やはり UPOV、国際基準にのっとった制度までは至っていない国が非常に多うございますので、そういう国々に UPOV に加盟してもらって、新しい品種が適切に保護されるように、日本としては協力しているところでございます。

(PP)

以上が背景の説明でございまして、次からが諮問についての御説明になります。

(PP)

もう一度、本日御議論いただく「重要な形質とは」ということで御説明をさせていただきます。

先ほど御説明はしましたけれども、さらにこれは UPOV のガイドラインにございまして、特性審査に用いる形質の要件で、

- ①一定の遺伝子型またはその組み合わせの結果発現するもの。
- ②ある環境条件の下で、十分な一貫性と再現性があるもの。
- ③品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの。
- ④詳細な定義及び認識が可能なもの。
- ⑤均一性の要件を満たすもの。
- ⑥安定性の要件を満たすもの。

この③と④は、特に日本人というか、アジアもそうなのかもしれませんが、几帳面なもので、ではこういう基本的な形質は全部の作物に共通で入れたらいいのではないかと、あるいは網羅的に形質を決めようとする傾向がちょっとあるのですが、UPOV の会議に出ますと、これは新しい品種かどうかをチェックできればいいのだから、要らないものなるべく省こうということが、結構これは日本の専門家と海外の専門家で違うところがご

ざいまして、今回の基準案でも、品種間の区別性に影響しないものは除外してございまして、あとは詳細な定義とか調査が可能かどうかとか、要は実際に審査で使えるかどうかという観点で、そういうことで重要な形質の案をつくりまして、御相談し、御審議をお願いしているわけでございます。

(PP)

重要な形質の見直しの考え方でございます。

国際調和ということがございますので、UPOV の審査基準になるべく合わせるということをやっております。

ただ、国が違えば、当然発現する形質の状況が違うこともございますので、全く合わせなくてはいけないかという、そうではございませんで、やはり UPOV の基準にあるけれども、日本では使えない形質というのまれにありますので、そういうものは除外してもいいということが UPOV の文書にも書いてございます。

また、実際にはそれぞれの国の実情とか気候、風土もございまして、そういう観点から UPOV のテストガイドライン、審査基準にない形質でも追加するということも必要に応じてやっております。

UPOV のテストガイドライン、審査基準は全部で 282 ございまして、日本はいろいろな植物種類が出願されますと、全部その審査基準をつくらないと審査できないという仕組みになってございますので、そういう面で非常に多く 614 種類ございます。

ダブる部分につきましては、なるべく調和できるようにということで、取り組んできているところでございます。

(PP)

皆様方は既によく御承知の審査基準でございまして。

この「形質」のところに「重要な形質」というのが入ってくるわけでございまして、これが日本の審査基準の形質番号、これが UPOV の形質番号でございまして。例えば 16 番、17 番の花らしいの色とか花型は、UPOV にはないのだけれども、この場合には EU との調整、議論してやはり必要だということで追加してございまして、UPOV にはないけれども追加するものもあるということでございます。

(PP)

以上で重要な形質等についての御説明は終わりました、個々の植物種類の重要な形質について御説明を申し上げたいと思っております。

委員、専門委員の皆様方には、昨年 11 月に重要な形質の案と審査基準の案をお送りしてございまして、いろいろと御意見をいただき、ありがとうございました。いただきました御意見につきましては、その後、いろいろと調整させていただきまして、事務局のほうから私どもの考え方を御説明しまして、一応御了解を得ているかと思っております。

本日は、重要な形質について御説明をさせていただきましたけれども、他方、審査基準につきましてもいろいろと御意見をいただき、それを反映している部分もございまして、

審査基準の最終版をご覧になるのは、今日が初めてかと思しますので、これをまたご覧いただきまして、何か御意見があれば、おおむね1週間をめぐりに事務局のほうにいただければ、私どものほうでいただいた御意見については検討させていただこうと思っております。

それでは、個々の植物種類の重要な形質の御説明に入りたいと思います。

全体で4つのカテゴリーに分かれておりまして、一番初めが、これまで出願のなかった植物種類でございまして、先ほど御説明しましたけれども、審査をするときには審査基準がないと審査できないという仕組みになってございますので、今まで審査基準はないのだけれども、必要があったので審査基準をつくりましたというのがこのカテゴリーでございます。

(PP)

まず初めが、「ブリグハミア インシグニス」でございます。

これは多年草の草花でございます。

草丈、株の幅等の重要な形質につきましては、昨年11月に皆様方にお送りしたものと同じでございます。これは、実はヨーロッパのCPVOというEUの組織がございまして、そこでは品種登録をされてございますので、そこで登録されている内容と特性記述を参考に、こういう重要な形質を案として作成したわけでございます。

(PP)

次が、「ケレウス」、サボテン科の観葉植物でございます。

基本的には11月と同じでございますけれども、若干、文言の適正化を図ってございまして、11月にお送りしたものは「植物体」となっていたものを「株」と直すとか、「分枝の多寡」を「分枝の多少」に直すとか、そういう用語の適正化を行ってございます。

(PP)

次が、「つたがらくさ」でございます。

多年草の草花でございますけれども、これは11月にお送りしたものと全く同じでございます。

(PP)

「やぶらん」でございます。

これも多年草の草花でございます。11月にお送りしたのものから、前回案では「二次色」となっていましたけれども、これを「斑の色」と用語の適正化を行ってございますが、中身的には同じでございます。

(PP)

「はりつるまさき」でございます。

これも11月案では「型」となっているものを「模様」と直してございまして、「斑のある品種に限る」というのを横並びの関係で入れたりしてございましてけれども、基本的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

「すすき」でございます。

多年草の草花でございます。これも細かいのですが、11月の案では「型」となっておりますが「模様」と用語の適正化を図っておりますし、「斑のある品種に限る」という言葉を入れたり、若干、ほかとの横並びをとってございますけれども、基本的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

「ごようまつ」でございます。

観賞樹でございます。

これも「斑のある品種に限る」という文言を入れたり、「種子に対する」にするなど、若干文言の修正を行ってございますけれども、内容的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

「ローダンセマム」でございます。

これも多年草の草花でございます。また、「複色品種に限る」という文言を横並びに入れてございますが、内容的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

「みかづきぐさ」でございます。

これも前回では「型」であったのを横並びで「模様」に直しまして、あとは「斑のある品種に限る」と入れてはございますけれども、内容的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

「ペピーノ」でございます。

ナス科ナス属の野菜でございますけれども、11月にお送りしたものと全く同じ案となっております。

(PP)

「ていかかずら」でございます。

これは11月に送付したものと相違は、「アントシアニン着色の強弱」の場所を後ろから前に持ってまいりまして、あとは同じように「型」を「模様」に直したり、「斑のある品種に限る」という文言を入れてございますけれども、内容的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

次のグループは、UPOVのテストガイドラインに合わせるように、もともと基準が古いので、この際、新しくUPOVに合ったものに直すという観点から、UPOVへの整合化を図ったものでございます。

①～⑩までございまして、一番初めが「ブーゲンビレア」でございます。

(PP)

これも昨年 11 月にお送りしたものとほぼ同じでございまして、「刺」というのを漢字にするとか、あるいは二次色でありますので「2 色以上の品種に限る」とか、ほかとの横並びをとってございますけれども、内容的には 11 月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

工芸作物の「茶」でございます。

これも 11 月にお送りしたものと相違は、「形」というのを「型」に横並びをとりましたのと、「密度」を「粗密」に直したり、若干の用語の適正化を図ったということでございます。

(PP)

草花の「カンナ」でございます。

これも用語は少し整理をさせていただきましたけれども、「葉に対する花序の位置」というのは、もともと 11 月にお送りした案では、「花序の葉と比較した位置」となっていたものの文言を少し整理したということだけでございます。内容的には、11 月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

食用作物の「そば」でございます。

11 月の案では、ここに「子実の」というのがありましたけれども、あえて「子実」と書く必要もないので「子実」という言葉を落としたというところだけが、11 月にお送りしたものと違うところでございます。

(PP)

「やまももそう」でございます。

多年草の草花でございますけれども、横並びで「斑のある品質に限る」という文言を追加したところが 11 月の案と違うところでございます。

(PP)

「ゆり」でございます。

草花でございますけれども、これも 11 月にお送りしたものでは「雄ずいの」という言葉がありましたが、それは書く必要もないだろうということで、それを削ったということで、内容的には 11 月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

「アセロラ」でございます。

これも細かいのですが、11 月にお送りした案では「先端部」とあったものを、横並びをとりまして「部」を取って「先端の」としたというのが違いまして、内容的には 11 月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

草花の「まつよいぐさ」でございます。

これも「斑のある品種に限る」とか、若干そういう横並びはとりましたけれども、11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

観賞樹の「セルリア」でございます。

これは昨年11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

一年草の「トレニア」でございます。

これは「花冠裂片の色の分布の型」とか「腋」というのを漢字にしたとか、そういう用語の適正化ということでございまして、内容的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

多年草の草花の「フリーセア」でございます。

こちらのほうも「斑のある品種に限る」とか、あるいは「型」というのは、前回お送りした案では「形」となっておりましたけれども、その横並びをとりまして「型」としてございますが、内容的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

次が3つ目のカテゴリーでございまして、UPOVにはテストガイドラインはないのですが、重要な形質はすでに定められていて、今回審査基準を新たに作成あるいは改正するのに伴って、重要な形質を改正するというカテゴリーのものが①～⑤までございます。

(PP)

最初が「アレナリア モンタナ」でございます。

多年草の草花でございます。改正案につきましては、11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

観賞樹の「ファツヘデラ」でございます。

これにつきましても「斑のある品種に限る」という文言を横並びの関係で追加したり、あるいは若干項目の順番を入れかえてございますけれども、内容的には11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

多年草の草花の「ロマンドラ ロンギフォリア」でございます。

この「花序の長さ」、「花穂の位置」が、前回お送りした案では「花序の位置」、「花柄基部から花穂先端までの長さ」となっておりましたが、用語を適正に直したということでございまして、内容的には11月にお送りしたものと同じと思っております。

(PP)

工芸作物の「しゃくやく」でございます。

11月にお送りしたものと比べまして、「の」を入れるとか、あるいは「雄しべの発達の

状態」の「発達」を取るとかという文言の適正化を若干図ってございますけれども、11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

「ピティロディア テルミナリス」でございます。

これは「の」を取っただけでございます、あとは11月にお送りしたものと同じでございます。

(PP)

最後の категория が、これまでに皆様に御審議いただいて、基準を改正したわけでございますけれども、その後、いろいろと状況の変化あるいは若干用語の訳が少し適切でなかったものがございますので、そういうものの修正を今回行いたいというものでございます。

(PP)

まず、「マーガレット」ですが、赤いアンダーラインを引いたところが変わるところでございます。

この辺は「の」が入るとか、入らないとか、そういうところがございますし、大きなところは「花盤の複色の有無（一重品種及び半八重品種に限る。）」、「花盤の複色の色（一重品種及び半八重品種に限る。）」を追加してございまして、複色の花盤のものがぼつぼつ出てまいりますので、こういうものも区別性の判定に使えるということで、今回追加をしたいということでございます。

(PP)

「えん麦」ですが、これもたくさんアンダーラインは引いてございますけれども、1つ大きな点は「千粒重」を追加してございまして、やはり日本の場合には、従来から千粒重というのを重要な形質として育種の目標などでも扱ってございますので、それを復活してございます。

それから、「えい」は「glume」をこのように訳したのでございますが、やはり「包穎」というほうが正確でございますので、厳密に言うと「えい」を包んでいるものが「包穎」でございますので、そういうふうに訳の適正化を図ったということでございます。

あとは「粗密」を「多少」にするとか、そういうこともございましたけれども、以上、2点がこのえん麦の場合の大きな見直しの内容でございます。

(PP)

「ダリア」でございます。

「高低」を「凹凸」とか若干横並びをとったところはございますけれども、大きな点は「副弁の頭花に対する長さ」、これは「舌状花」と直させていただいておりまして、頭花だと全体になりますが、そうではなくて UPOV の基準ではレイ・フローレットとなつてございまして、正確には舌状花1枚1枚に対する長さの割合でございますので、訳を適正化させていただくということでございます。

(PP)

「かきのき」でございます。

日本では、かきは非常に一般的な果物でございます、そういうものを区別的に見るには、果肉の粗密、果肉の硬さ、要はこれらの形質は非常に重要であるということで復活して追加したいということでございます。

(PP)

「レタス」でございます。

現行では「結球品種に限る」となっておりますけれども、これは結球品種だけではなくて、半結球もということで、ここに「半結球」という文言を入れてございますし、こちらのほうでは「ステムタイプ」を追加してございますし、同じようにこちらのほうで「ステムタイプ」を追加してございます。これが変更の内容でございます。

(PP)

「稲」でございます。

これも「アントシアニンの」の「の」とか、ついでということで、いろいろと用語の適正を図らせていただいておりますけれども、主な点は「カドミウムの吸収性」でございます。御承知のとおり、日本の土壌は一般的にカドミの含有量が多いということがございまして、また、いろいろ問題が起きているところもございまして、今、筑波の研究所のほうでカドミの吸収性が非常に低いもの、これは土壌濃度が高くても余り吸わないというもの、あるいはたくさん吸うもの、そういう品種を育成しております、そういうものを新しい品種として認知して、普及したいという施策がございまして、今回「カドミウムの吸収性」という言葉を追加したいということでお諮りをするものでございます。

(PP)

「すべりひゆ」でございます。

細かいのですが、主な点は「仮雄ずいのない品種に限る」となっておりますが、表現が適切ではなくて、これに「弁化した」というのを追加するというのが主な内容でございます。英語でいいますと「ペタロイド・ステミノード」というのがあって、「弁化した」(ペタロイド)という部分がこちらに反映していなかったものですから、それを今回追加しまして、正確を期すというところでございます。

(PP)

「すもも」でございます。

これは従来、「すもも」の基準というのがございまして、平成19年に「すもも」の基準を新しくUPOVと整合化等を図りまして、「日本すもも」という基準に直したのでございますけれども、そうしますと、「すもも」の中には「日本すもも」以外の「西洋すもも」も入っておりますので、「西洋すもも」に適用する基準がなかったということでございまして、それでは出願があった時に困るということでございまして、従来古い型の基準ではございますが、新しい基準をつかった「日本すもも以外のすもも」に関しましては、これを適用するというので、一応審査基準の重要な形質は準備しておきたいというところでご

ざいます。

(PP)

「小麦」でございます。

これも訳の問題がございまして、ここに「外穎」とございますけれども、元の英語では「glume」なのですが、訳が「外穎」となっていて、正確には「護穎」でございますので、適切な訳に直したいということでございます。

外穎の外側にあるのが護穎でございますので、やはり正確に記載したほうが良いということで「護穎」に直したいということでございます。

あとは漢字にするとか、そういうところでございます。

以上が個々の重要な形質についての御説明でございます。

次は、今日お配りした資料の一番最後に参考資料4が1枚の横書きであるかと思えます。今、御説明した重要な形質、そのほか、省令の改正案はございましたけれども、これにつきまして、昨年10月末から11月いっぱい、パブリックコメントを募集しました。その結果がこれでございます。

頂戴した御意見は1件でございまして、その内容は「質権に関する公示催告の規定がないので追加してほしい。特許権などはすべて規定がある」ということでございます。確かにそのとおりでございますけれども、回答(案)は「ご意見は、今回の種苗法施行規則の改正に関するものではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます」ということで回答しようと考えてございます。

以上でございます。

○山田分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの御説明を踏まえまして、諮問事項につきまして御審議をお願いいたします。

今回は、食用作物、野菜、果樹、飼料作物、花き類、工芸作物について見直し案を示されていますので、最初に、これを御専門とされている委員からコメントをいただきたいと思えます。

本日欠席されておる委員、専門委員の方がおられますけれども、これについてはコメント等をいただいておりますのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○山本課長補佐 本日欠席されている委員の方には、室長からもありましたように、前もって11月、12月にかけて御意見等をいただいて、それについて、こちらのほうからコメントをさせていただき、採用するところは反映させていただいたりということで、御了解いただいておりますことを御報告いたしたいと思えます。

以上です。

○山田分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、食用作物について、山岸委員からお願いいたします。

○山岸委員 食用作物を担当しております山岸です。

今回は、「そば」と「稲」と「小麦」につきまして、前もって幾つか質問はさせていた

だいたのですが、それについては御回答いただき、了承しましたので、今回の諮問につきましては、特に現段階で異論はありません。

ただ、1つ質問をさせていただきたいのですが、食用作物に限らず「文言の適正化」というお言葉が結構出ていたと思うのですが、本当に国語を直しているようなところがあると思います。例えば小麦などだと「稔」は漢字になったけれども「まき性」は平仮名になったとか、「の」を取ったとか、これは何か基準があるのでしょうか。

○植木室長 役所の手続を申し上げますと、告示、省令、法律、全て役所はそういうものをチェックする文書課というセクションがございまして、そちらのほうで横並びとか、そういうものを全部チェックしております。そういうところの指摘等を反映した部分が多いと思っております。

委員の先生方にお送りするものは、そういうものを反映した形でお送りするように、なるべく努力はしたいと思っております。

○山田分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、次は野菜につきまして、北委員からお願いいたします。

○北委員 野菜を担当しております北でございます。

野菜については、今年「ペピーノ」と「レタス」の2件で、「ペピーノ」は新規でございまして、これにつきましては非常に適切に特性が表されているので、特に問題はございません。

「レタス」は、昨年から引き続いて一部の改定ということで、事前に送っていただいた資料の中を見させていただきましたが、御指摘させていただいた点はきちんと修正されておりますので、特にコメントはございません。

以上です。

○山田分科会長代理 ありがとうございます。

次は、果樹については、私のほうから述べさせていただきます。

まず、「かきのき」について、UPOVに基づいた基準にされていたのを、このたび日本の現状を考えて、重要な形質を追加されるという内容でございました。この中で特に私どもが思いましたのは、甘渋性という項目を加えていただいたということがございます。かきには種子からアセトアルデヒドやエタノールを発生する品種群がございまして、これらの物質によって、種子の周りが渋みのもとである水溶性タンニンが凝固して渋みが抜けるという品種がございまして、それらによる渋みの抜ける程度の高いものが不完全甘柿と呼んでございまして、果実全体の渋みが抜けるわけでございます。その程度は低く、渋い部分が常に残る品種を不完全渋柿と呼んでおります。また、種子とは無関係に甘柿と渋柿となるものを完全甘柿、完全渋柿と分類するわけでございます。この4つの種類に分ける分類というのは一般的でございます。

UPOVのテストガイドラインでは、これまでの重要な形質に示されているのと同様でございますが、果実の渋みという項目になってございまして、渋みが常にないか、時々あるか、

常にあるかという区分になっておりますし、種子との関係に言及しておりません。また、渋みの物質でありますタンニン物質は、酸化されて、褐斑となりますけれども、種子からのアセトアルデヒド、エタノールが出て、褐斑が発生する種類がございます。この褐斑も常にある、時々ある、常がないという分類でございまして、種子との関係を述べていないという状況でございます。

日本には古くから多くの甘柿品種というのがございます。東アジア原産のかきでございますので、ヨーロッパ等では品種数が少ないという事情もあったのではないかと推察いたしておりますけれども、分類という点で、今、申し上げました甘渋性の分類が日本のほうが定着している。甘渋性は品種分類上極めて大きな影響を持ちますので、甘渋性という分類を重要な形質とすることは極めて妥当と私どもは考えたところでございます。

また、御説明にありました果肉の軟らかい、硬いでありますとか、粗い、緻密という形質でございますが、かきの食味というと、このほか甘味でございますとか、果汁が多いか少ないかとか、こういうもので食味が決まってくるわけでございます。これまでこのような形質はなかったというところで、今回、これらが加わることは妥当と考えております。

この2つの形質が加えられることになったというのは、審査上、加える必要が出てきたということでございます。基本的な考え方として、審査の必要が出たときに足していくということをお伺っておりますので、妥当と思えます。

今後、甘味などの形質につきましても、審査上の必要がもし出ましたときは、積極的に変える方向で御検討いただければと考えているところでございます。

今回また足していただきましたのに「脱渋の難易」というものがございます。かきは、渋柿につきましてもは渋みを抜いて食べるわけでございます。干し柿という食べ方もございますが、エチルアルコールや炭酸ガスで脱渋して流通しているかきが多い状況でございます。

この渋柿の脱渋の難易は、品種間差異がありまして、利用上重要な形質ということが言えると思えます。主に用いられておりますのは、炭酸ガス、エタノール、またはその併用ということでございますが、その炭酸ガス、エタノールの処理方法によって、品種間差異は変わってまいります。エタノール処理での抜けやすさと、炭酸ガス処理での抜けやすさは相関関係がありますけれども、中には炭酸ガスではよく抜けても、エタノールでは非常に抜けにくいという品種もございます。

この辺をお含みいただきました上で、この形質につきましてもは、一定の方法の基準をとることで設定していただいて、脱渋の難易を測定することは可能と考えているところでございます。

次に、「アセロラ」でございます。これは我が国原産ではございまして、海外の熱帯からの導入作物でございます。これが多くの品種をもとにした UPOV の基準に今回されるということについては、妥当と考えております。

次に、「すもも」でございます。「すもも」にもいろいろ種類があるわけでございまして

て、「日本すもも」しかなかった現状に対して、以前用いられていた審査基準、かなり幅広いところから、我が国にあるものの品種を分類する、同定する審査基準になっていたものを入れられるということは妥当と存じます。

しかしながら、UPOV に準拠していくという考え方から申しますと、「ヨーロッパすもも」はかなり多くの品種が海外にあって、UPOV の基準もできておりますので、今後必要が出た場合は、「ヨーロッパすもも」はそれを独立させることも可能ではないかと考えているところでございます。

現状、さまざまな「すもも」品種をカバーいたします基準を今回出されたということは、妥当と考えているところでございます。

果樹については、以上でございます。

飼料作物につきまして、清水専門委員は欠席されておりますが、御了解いただいているという御紹介でございました。

次は、草花・観賞樹につきまして、神田委員からよろしく願いいたします。

○神田委員 草花・観賞樹は、25 種類ありまして、重要な形質について、事前に質問を提出させていただきました。

適切な回答をいただきましたので、重要な形質については、問題はありません。

それ以外で今回作成された新たな審査基準を見て、気になった点がありましたので、私なりの考えを述べさせていただきます。

最近、園芸植物で利用され始めた品目なのですが、野生種に非常に近いものがありまして、こういった品目で品種登録が申請されたときに、実際、育成されたものなのか、自生しているものを採集してきたものか、その辺を確認することが非常に必要ではないかと思いました。これは形質とは直接関係ないのですが、今後そういうことについても御検討いただけたらと思っております。

以上です。

○植木室長 貴重な御意見ありがとうございました。

ただいまの御意見に関しまして、種苗法では、第 3 条に品種登録の要件というのが規定されてございまして「次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）」とございますので、やはり育成という行為がなければいけないということでございます。

ただ、私どもは育成の過程を全て見ているわけではございませんので、出願書の記述に基づいて審査をして、疑問があればお尋ねをしてということになろうかと思えます。

また、出願公表というものがございまして、それを見て何か怪しいものがあれば、情報提供いただければ、そこは私どものほうでもきちんと調べたいと思っております。

○山田分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、柳下専門委員からお願いいたします。

○柳下専門委員 私も事前にお送りしていただいた資料を見まして、幾つかわからない点

については御質問をさせていただきまして、御回答をいただき、一応質問した内容については理解させていただきました。

あと、まだ現在では、その中で幾つか例えば株全体を觀賞するものに関しては、葉っぱの形質ですとか、花の形質、実の形質、いろいろなものがあると思うのですが、今回はそれを区別するものが出されていないということで、今回は取り上げられていないという御回答をいただいたのですが、例えば今、花を中心に觀賞する作物であっても、今後葉っぱを觀賞対象とするものもたくさん出てくると思いますので、今後出てきた段階でまた御検討いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○山田分科会長代理 ありがとうございます。

次は工芸作物でございますが、小松専門委員は欠席されております。内容については、御了解という御説明でございました。

それでは、ほかの委員からコメントございますでしょうか。

渡邊委員、いかがでございましょうか。

○渡邊委員 先ほど委員から御説明していただきましたし、私もレタスに関しては本当に問題ないと考えております。

ただ、先ほど植木室長から御説明がありましたパブリックコメントについて、私、全くこういう会議に出させていただくのは初めてなのでお伺いしたいのですが、パブリックコメント自体、今回は1件というお話でございますけれども、いろいろと検討していく中で、実際にもっと数多くのパブリックコメントというか、質問が出てくるのかと思っていたのですが、非常に少ないというのが今の状況なのでしょうか。

○植木室長 ここはそれぞれの案件によって全く状況が違うのだらうと思います。

正直申し上げます、今回の重要な形質に関しましては、非常に専門的な内容でございますので、その植物の御専門の方が見てもという感じがあったのかなということは勝手に想像しますが、今、農水省で言えば、食品ですとなじみが多いので意見が出るものもございまして、私はよくわかりませんが、戸別所得補償とかそういう大きなものであれば、多分いろいろな意見が出てくるのだと思います。

余り意見が出ないというのは、そういうものもありますけれども、どちらかといえば、少数のほうではないかと思っております。

○渡邊委員 わかりました。

○山田分科会長代理 それでは、日影委員、お願いいたします。

○日影委員 主に草花についていろいろチェックさせていただきましたけれども、適正ではないかと思いました。

以上です。

○山田分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、金澤専門委員、お願いいたします。

○金澤専門委員 お送りしました事前の部分なのですけれども、大体そういうことで納得はしていますが、私は全国新品種育成者の会という民間育種の代表で来ておるものですから、皆さんいろいろな草花の品種を持っておられるのですが、シクラメンも結構皆さん多く育成されております。民間育種の中においては、登録申請にどうしても1,000粒登録と同時に出さなければならないという、結構高いハードルがございます。最近、登録する際には相当追い込んで育種を進めているものですから、どうしても1,000粒という粒数が非常に大きな数字に見える場合もございますので、皆さんから御意見を伺ってきたのですが、何とか500粒ぐらいでできないでしょうか。今、例えば新しい色彩だとか、形状というものがなかなか難しくなっていて、やっとでき上がったのだけれども、どうしてもその部分での採種が大量にとれないということになりますと、1,000粒を取って農水にあげるといことになると、販売にこぎつけるまでにまた2、3年かかってしまうということだとか、種子がどうしても足りなくて却下されてしまうとか、そういったことが多々あるようで、その辺を何とかお願いしてくれないかという話を皆さんから承ってきました。

もう一つですけれども、マーガレットの部分です。最近では静岡県でやられているような種間雑種とか、属間、非常にこれが多くなってきて、海外からの鉢物用だとか、切り花用も相当従来の *Argyranthemum frutescens* という学名の部分ばかりではなくて、いろんな近縁種の交雑されている品種がどんどん多くなってきているので、この *frutescens* というマーガレット本来の原原種の部分を外したほうが誤解されないのかなという気はします。

あとは御回答いただいたとおりで大体納得していますので、そのところはよろしくお願ひします。

○山口総括審査官 貴重な御意見をありがとうございます。

マーガレットの部分につきましては、一応、*frutescens* 種を今回は基本的に主な対象植物としておりますが、それとの交雑種についても一応対象にはしてございまして、さらに新しい植物種類ですね、例えば種間とか属間で出てきたのにつきましても、この基準と出願された植物体の表現型を照らしあわせて、これで適用が可能だという場合には、現在のマーガレットの基準を採用して審査することになります。

もしそうでない場合、その種間、属間で出てきて、現状のマーガレットでは基準が対応できないという場合には、それらに対応した形で、現状のマーガレットの基準を修正するなり、あるいは新たに設けるなりという形で審査をさせていただくことになります。

種子のほうについては、制度の発足当初は2,000粒出していただくと、F1についても種子を出していただくという形で条件が設定されておったのですが、法改正の段階でそれは半減して1,000粒になったという経緯がございまして、今のところ500粒にしてもらいたいということで、特にシクラメンは種子取りが難しいので、あと、発芽率が余りよくないのですね。そういうこともあって、個別の品種についてかなり難しいところがあるのだと思うのですが、今、そういう御希望があったということについては、この場でとりあえず承りますというところがございます。

○植木室長 マーガレットの審査基準の適用対象については、お手元の審査基準の一番初めに、審査基準の対象ということで、何を対象にしますかということが書いてございますので、そういうものも御参考にしていただければと思っております。

○山田分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、きのこが御専門の福田専門委員につきましては御欠席ということでございますが、内容については御了解という御説明をいただいたところでございます。

皆様から御意見をいただいたところでございますが、これまでの御発言の中では、この諮問されている案につきまして、特段の問題はないと言われていたところでございますけれども、特に御意見ございませんでしょうか。

農林水産大臣に当審議会の意見を答申いたしますので、この重要な形質の改正案ということにつきまして、御意見ございませんでしょうか。

それでは、異議がございませんので、これで了解ということにさせていただきたいと思っております。

○植木室長 どうもありがとうございます。

1つだけお願いしたい点がございます。先ほど山岸委員のほうから、「の」が入るとか、そういう細かいものがあるではないかという御指摘がありまして、実はまだこれからいろいろと精査していく中で、若干ほかの横並び等で誤字とか、脱字とか、あるいは何か言葉の順序を入れかえるとか、要は中身の変更を伴わない文言の整理の関係がございまして、それにつきましては御一任いただくということで、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

○山田分科会長代理 それでは、委員にお伺いたします。

今、事務局より御提案のありました誤字、脱字等の修正につきましては、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山田分科会長代理 それでは、異議がございませんので、そのようにお願いいたします。

(答申文配付)

○山田分科会長代理 それでは、答申文につきましては、次のようにしたいと考えております。

○植木室長 今、お手元にお配りしてあるとおりでございまして、

種苗法第2条第7項の規定による重要な形質の指定について(答申)

平成25年1月15日付け24食産第3896号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。

○山田分科会長代理 委員の皆様、いかがでございましてか。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山田分科会長代理 それでは、異議はないようですので、これを答申文といたします。

これにて審議は終了させていただくこととなりますが、事務局のほうから、その他の事項として何かございますか。

○山本課長補佐 特にございません。

○山田分科会長代理 それでは、これをもちまして「種苗分科会」を終了させていただきます。どうも御審議ありがとうございました。

○植木室長 本日いただきました御意見を踏まえまして、今後の告示改正の作業を進めてまいりたいと思いますので、今後とも種苗行政の円滑な推進に向けて、御協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、実は種苗分科会でございますけれども、委員の皆様方、専門委員の皆様方の任期が2年でございまして、今年度末で一応任期が終わります。事務手続の関係上、それぞれの皆様方には、別途、御意向、御都合をお伺いしまして、手続を進めているところでございます。

その中で、渡邊委員におかれましては、今回で再任はされないということを伺ってございます。これまで長期間、非常に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以上でございます。

今日はどうもありがとうございました。